

徳島県告示第二百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和五年五月二十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 適性検査及び講習の対象者

令和二年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び更新の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
徳島会場	第一回 令和五年七月十三日（木曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同 十四日（金曜日） 午後一時から	同
	第三回 同 十九日（水曜日） 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六一 徳島県吉野川合同庁舎
	第四回 同 二十一日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第五回 同 八月十日（木曜日） 午後一時から	同
	第六回 同 八月二十五日（金曜日） 午後一時から	同
阿南会場	第一回 同 七月九日（日曜日） 午前十時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第二回 同 十日（月曜日） 午後一時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七一 徳島県南部総合県民局美波庁舎
	第三回 同 十一日（火曜日） 午後一時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四一一 那賀町地域交流センター
	第四回 同 三十日（日曜日） 午前十時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
美馬会場	第一回 同 十九日（水曜日） 午後一時三十分から	三好市池田町マチ二一四五一一 三好市役所 第二分庁舎
	第二回 同 二十一日（金曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第三回 同 二十五日（火曜日） 午後一時三十分から	同

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
-------	-------

徳島会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
阿南会場で適性検査及び講習を受けようとする者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
美馬会場で適性検査及び講習を受けようとする者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部